

令和8年5月25日
岐阜県健康福祉部薬務水道課

岐阜県薬局物価高騰対策支援金及び
岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業補助金の交付について

岐阜県では、保険薬局を対象に物価高騰の影響に対する支援を目的とした「岐阜県薬局物価高騰対策支援金」、並びに保険薬局における従事者の処遇改善に対する支援等を目的とした「岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業補助金」の交付を実施します。

申請方法等については、支援金及び補助金申請特設WEBサイト（申請に係る様式や制度のQ&Aなどを掲載）をご確認いただき、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

なお、申請方法等にご質問がありましたら、当該支援金等に係るコールセンターまでお問い合わせください。

1 概要

(1) 岐阜県薬局物価高騰対策支援金（以下「支援金」とする。）

【対象事業者】

令和8年4月1日時点で県内（岐阜市内を含む。）に保険薬局を有する事業者（開設者）

（※令和8年4月1日から令和8年5月31日までに廃止又は休止（予定を含む。）する保険薬局は交付の対象外となります。）

【交付金額】

17,300円に県内の保険薬局の数を乗じた額

(2) 岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業補助金（以下「補助金」とする。）

①賃上げ支援事業

【対象事業者】

申請時点で県内（岐阜市内を含む。）に所在する保険薬局（令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設）を運営する個人または法人の代表者（開設者）

ただし、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定の見直し後のベースアップ評価料を届け出た（届け出る）保険薬局であること。

【対象事業】

保険薬局が行う従事者の賃上げによる処遇改善*に要する経費

※補助対象となる処遇改善の内容（これに適合していない場合は補助対象となりません）

(1) 原則的な対応

原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの6か月間を通して、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施する（例えば、令和8年4月及び5月の2か月分の

みのベースアップの場合は補助対象外)とともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

(2) (1) により難しい場合の対応

3月までに賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合(賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等のやむを得ない理由については各保険薬局で整理)は、

- ・4月以降(原則6月まで)、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給
- ・4月以降(原則6月まで)、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給

を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれる。

引き上げ後の基本給又は決まって毎月支払われる手当の水準を令和8年6月1日以降も維持・拡大すること。

【交付金額】

次に示す基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定

ア 所属する同一グループ内の全国の保険薬局数(※1)が5店舗以下

1施設当たり 145千円

イ 所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が6店舗以上19店舗以下

1施設当たり 105千円

ウ 所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が20店舗以上

1施設当たり 70千円

(※1 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とします。)

②物価上昇支援事業

【対象事業者】

申請時点で県内(岐阜市内を含む。)に所在する保険薬局(令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設)を運営する個人または法人の代表者(開設者)

【対象事業】

保険薬局における物価上昇下で行う調剤等の実施に要する経費

【交付金額】

次に示す基準額のとおり

ア 所属する同一グループ内の全国の保険薬局数（※1）が5店舗以下

1 施設当たり 85千円

イ 所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が6店舗以上19店舗以下

1 施設当たり 75千円

ウ 所属する同一グループ内の全国の保険薬局数が20店舗以上

1 施設当たり 50千円

（※1 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とします。）

2 共通事項

【申請方法】

開設者ごとに対象となる薬局をとりまとめてオンライン申請フォーム又は郵送（事務局あて）により申請してください。

※原則、オンライン申請フォームからの申請にご協力願います。

また、Excelでの申請書入力可能な端末のご用意をお願いします。

【申請の期間】

令和8年6月1日（月）から令和8年7月7日（火）（郵便の場合、消印有効）

【支援金及び補助金の特設WEB】

<https://jimukyoku-site.jp/gifu/iryokikanshien>



【コールセンター電話番号】

050-1750-8905

令和8年7月17日（金）まで

<受付時間>

・平日 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

【申請書提出先（郵送の場合）】

〒500-8799

岐阜中央郵便局留め

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金事務局

委託会社 株式会社エイチ・アイ・エス

※本支援金・補助金の申請受付・審査に関する事務は岐阜県健康福祉部薬務水道課の委託を受け、株式会社エイチ・アイ・エス 法人営業本部 中部法人営業グループが実施します。